

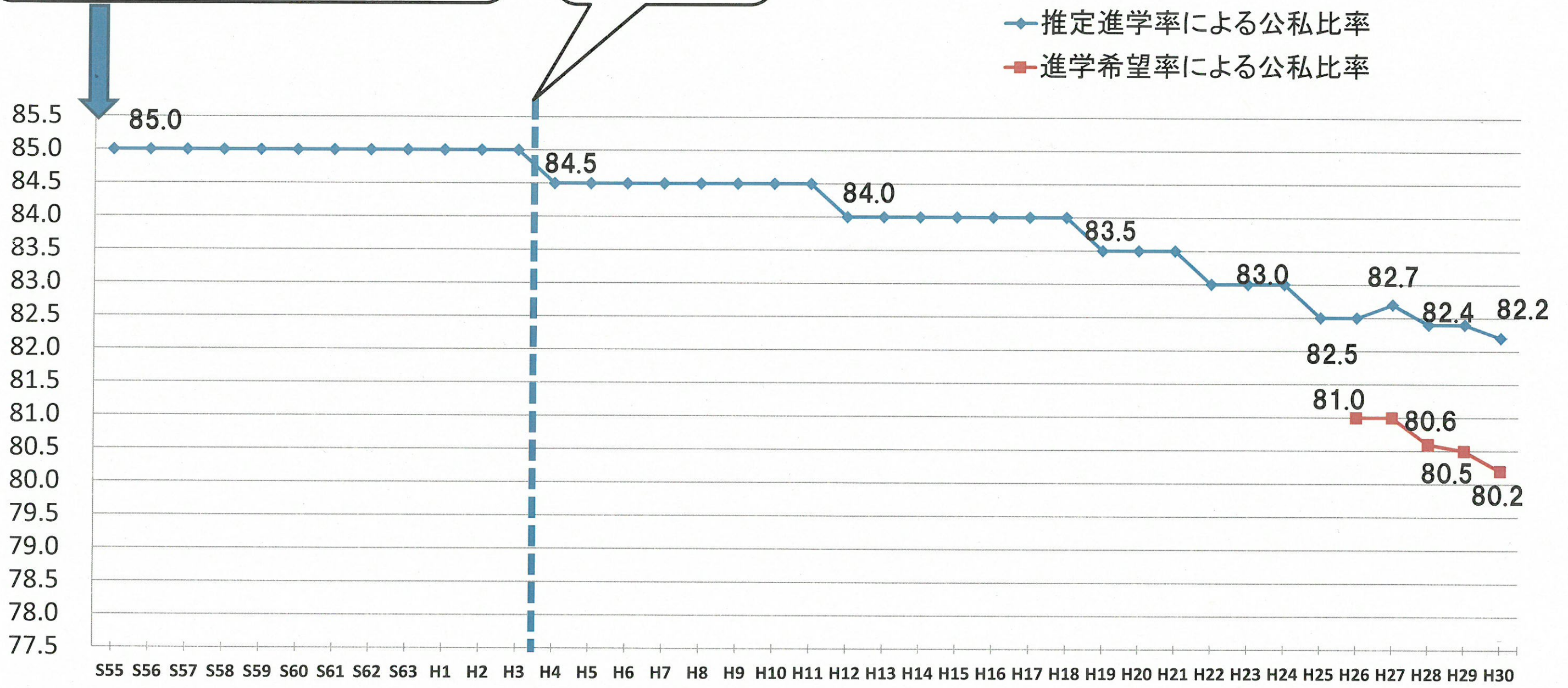
公私比率の推移

【 S55.3 以前の状況 】

S37.3～ 87.8を下回らないよう定員設定

S47.3～ 85.0を目安

H3 山梨県後期
中等教育問題協
議会から答申



(入試年度)

公私立高等学校協議会（以下「公私協」）の成り立ちについて

【国の動き】

●「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(昭和36年11月6日 法律第188号)

第3章 公立の高等学校の適正な配置及び規模
(公立の高等学校の適正な配置及び規模)

第4条 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。

●「公私立高等学校協議会の設置について」

(昭和50年9月1日付け文管助第252号 各都道府県知事、各区都道府県教育委員会あて、文部省初等中等教育局長、文部省管理局長通知)

近年、高等学校への進学率はなお上昇の傾向にあり、(中略)

このような事態に対応するためには、今後公立高等学校及び私立高等学校について、それぞれの充実と協力関係の緊密化に努め、各々の特色を活かしつつ公私協調の態勢により高等学校教育の充実を図ることが必要であります。この趣旨から、公立及び私立の高等学校の設置者は、今後の公私立高等学校の役割分担その他高等学校教育の諸問題について協議し、検討を行うとともに、特に公私立高等学校の配置計画について十分な協議を行うことが適切と考えます。

については、各都道府県においては、知事部局、教育委員会及び学校法人の関係者並びに公私立の高等学校長及び中学校長等を構成員とする「公私立高等学校協議会」(仮称)を設け、本協議会において、上記の公私立の高等学校教育に係る諸問題を協議することが適当と考えますのでよろしくお取り計らい願います。

●公私立高等学校協議会の運営について

(昭和57年7月3日付け文管企第160号 各都道府県知事、各都道府県教育委員会あて 文部省初等中等教育局長、文部省管理局長通知)

標記のことについては、昭和50年9月1日付け文管助第252号により通知しているところであり、(中略)その後は減少に転ずることが見込まれております。さらに、地域によっては、より著しい増減が予想されるところであります。

このような事態に対処するためには、各都道府県において地域の実態を踏まえ、将来を見越した適正な措置を講ずる必要があると考えます。

については、各都道府県におかれては、地域における今後の15歳人口の動態を十分勘案した上で、公私協調の立場から今後の進学者の動向、公私立学校の役割分担、公私立高等学校の配置計画、入学定員等の問題について、公私立高等学校の適切な運営により、十分な協議が行われるよう一層の配慮をお願いします。

【県の動き】

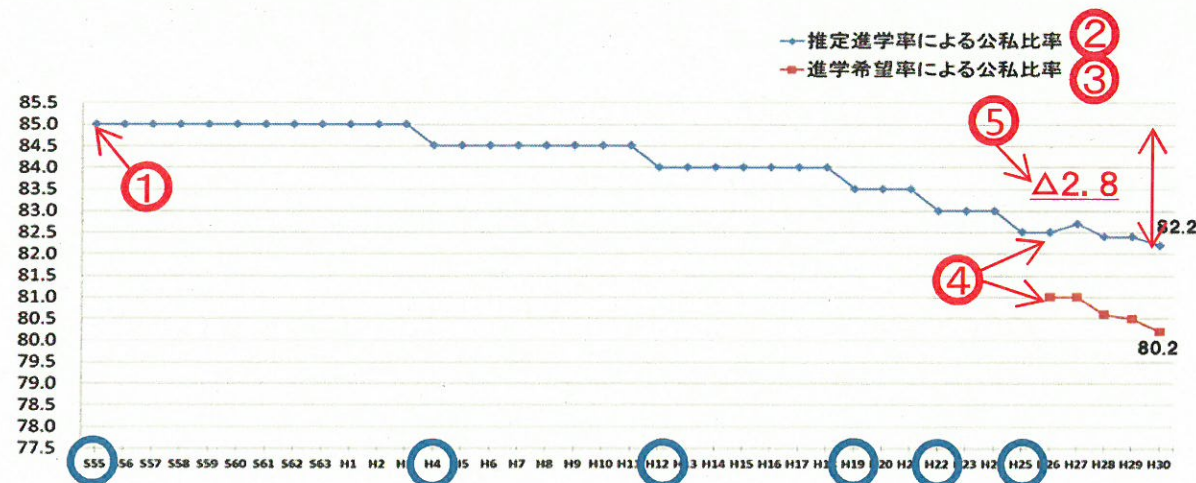
●山梨県公私立高等学校協議会の設置(昭和53年4月)

(目的) 県内の公立高等学校及び私立高等学校が、それぞれの充実と協力関係の緊密化に努め、各々の特色を活かしつつ協調することにより、高等学校教育の振興を図ることを目指す。

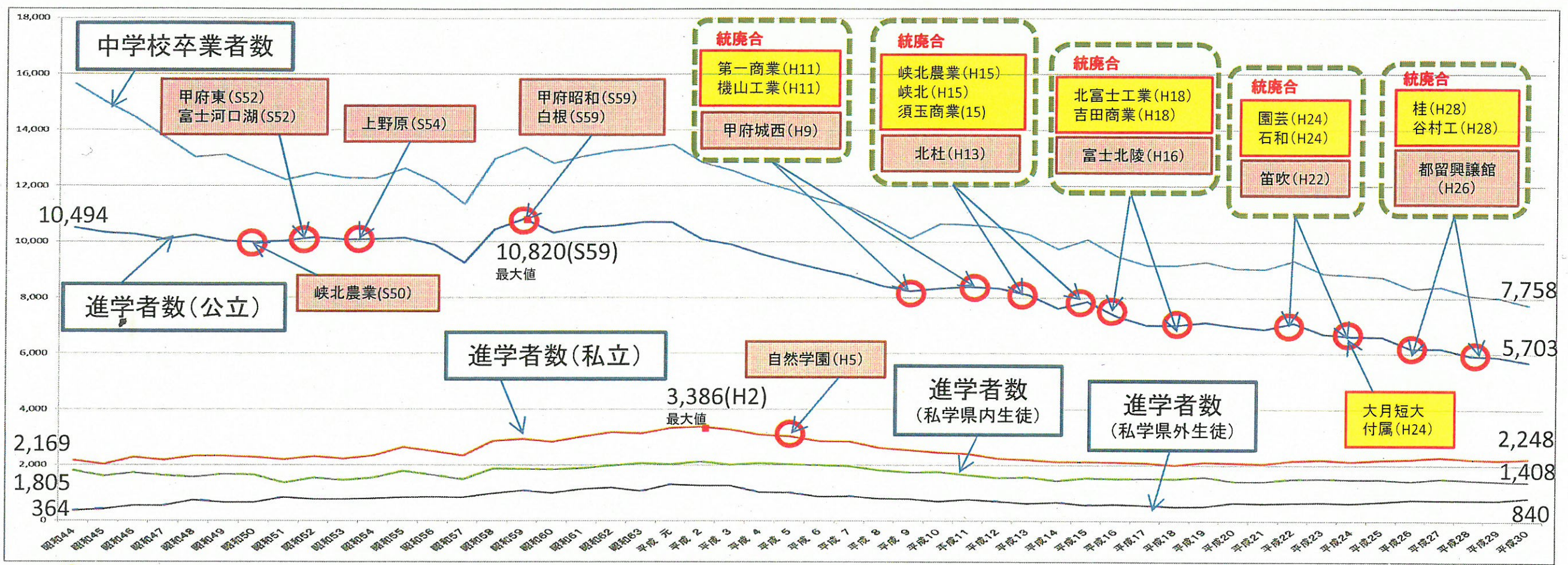
(構成) 委員9名 幹事6名

(協議事項) ・公私立高等学校における生徒の収容に関すること(公私比率)
・公私立高等学校における入学者選抜に関すること
・高等学校教育に係る連絡調整に関すること

これまでの公私比率の推移



公立高校・私立高校の生徒数の推移及び公立高校・私立高校の設置数の推移(昭和44年～平成30年)



年度	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
公立数	30	30	30	30	30	30	31	31	33	33	34	34	34	34	34	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	37	37	35	35	36	36	33	34	34	32	32	32	32	33	33	30	30	31	31	29	29	29	
私立数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	

高等学校(全日制)生徒1人当たり公費支出額の公私比較(平成27年度)

	公立(A)	私立(B) ()内は就学支援金を含めた額	公私差額 (A-B)	私立比率 (公立=100)
山梨県	1,200,512	343,551(469,002)	856,961(731,510)	28.6(39.1)
全国平均	1,192,356	388,695	803,661	32.6

(単位:円、%)

①公立は消費的支出、資本的支出及び債務償還費を含む教育費総額の生徒1人当たりの金額であり、就学支援金を含む。
(資料:文部科学省「平成27年度会計年度地方教育費調査(中間報告)」)

②私立は、経常費補助、授業料等軽減補助及び施設整備費補助等を含む私立高等学校に対する補助金総額の生徒1人当たりの金額で、就学支援金は除く。
(資料:中高連「平成28年度都道府県私学助成状況調査報告書」・文科省「平成27年度学校基本調査報告書」)